

日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。

まず、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）についてお尋ねいたします。

今日、共働き家庭、一人親家庭の小学生の放課後、および学校休業中の安全で安心な生活を保障する放課後児童クラブの必要性は、ますます高まっています。放課後児童クラブは、働きながら子育てをする保護者にとって、仕事と子育てをあわせて支援する重要な施設・制度であり、放課後児童クラブに対する量及び質の拡大・拡充の要望は、いっそう強まっています。

現在、本市には 63 小学校中 57 校に 61 クラブあり、3,166 人の児童が登録されています。しかし、放課後の「居場所」「生活の場」として、子ども達が安心して過ごせる環境か、というところ多くの問題を抱えています。2 月議会でわが党の小山議員が指摘しましたが「71 人以上の大規模クラブが 18 もある。そのうち半数がクラブハウスは 1 つだけ、その中で超過密保育状態になっている。雨の日には、狭い部屋に詰め込まれ大変だ」過密保育の問題です。特に、この過密保育・大規模保育の解消は待ったなしの課題となっています。

本年 4 月、国において、総合的な放課後対策を推進するため、「放課後子どもプラン推進事業」が施行されました。そして、「生活の場」としての放課後児童クラブの質の向上をめざすため、この 10 月 19 日、「放課後児童クラブガイドライン」が策定され、本市にも通知がなされています。このガイドラインは、放課後児童クラブを運営するにあたって、国としての一定の望ましい姿を示すものとして、保育拡充のための第一歩となるものと言えます。

特に、「生活の場」としての質の向上をうたっていること、4 年生以上の児童の受け入れの促進に触れていること、規模についても「おおむね 40 人が望ましい」と明記されたこと、施設・整備の面でも「専用の部屋または専用スペースを設けること」を明確にし、一人当たりの生活スペースを 1.65 m²と数値で示したこと、など積極的な面が見取れます。また指導員の役割の明確化、保護者・学校との連携、とりわけ「放課後子ども教室」との関係で言えば、「連携」が明記されたことは重要な点です。他にも多くの前進面がみられます。

本市においては、「放課後子どもプラン推進事業」の施行を受けて、6 月に倉敷市放課後対策事業推進委員会が設置され、現在まで 3 回の委員会が開催され、議論がなされているとお聞きしております。

そこで、今回策定された「放課後児童クラブガイドライン」に照らして、現在の放課後児童クラブの置かれた現状と問題点はどうか、また、ガイドラインに沿った今後の取り組みの具体化についてお答えください。

特に、対象児童、クラブの規模について、施設・設備の問題。また、学校・保育所・幼稚園との連携がうたわれていますが、新 1 年生の入所者数の予測など施設整備計画を検討する上で、情報の共有を強める必要があると思いますがどうですか。答弁を求めます。

次に、「全国一斉学力テスト」の結果発表をうけて、教育長にお尋ねします。

4月24日、「全国学力・学習状況調査」、いわゆる全国一斉学力テストが実施され、10月25日に調査結果が公表されました。私は、度々この議会において、この全国一斉学力テストが、いっそうの競争強化と子どもと学校の序列化をすすめるものであり、実施そのものに、また、倉敷市が参加することに反対である、と行ってまいりました。私は、あらためてここで、倉敷市教育委員会に対して、来年度以降の全国一斉学力テストへ参加しないことを強く求めます。

最初に、今回の結果公表を受けて、倉敷市の結果の受け止めと、今後の取り組みについては、昨日の赤澤議員への答弁がありましたので、再度の答弁は求めませんが、その中で「研究校の指定をおこなって、取り組む」という答弁がありました。まさか学力テスト対策の研究指定をする。ということではないでしょうか。答えられれば教えてください。

次に、公表された結果から、問題点を指摘しておきたいと思います。ここで少し長くなりますが、11月9日付山陽新聞の記事から紹介いたします。「子どものページ ニュースなぜなに」のコーナーに、「全国学力テストってなに？」という子ども向けの記事が掲載されました。これは、子ども向けのページだからこそ正直な記事ではないかと思うのですが、全国一斉学力テストの問題点の核心をついています。

それは、「『基本はいいが、応用力は弱い』といった大まかな様子を知るだけなら、全員でなく、一部の子どもをぬき出してテストしてもわかる」全員参加が必要なのか、という疑問の声です。

さらに、「『結果を一人一人の学習に生かすため』というのが、文科省の説明ですが、結果の発表は半年も後で、返されたのも問題ごとの×だけ。『これでどうやって勉強に生かすのか』と話す先生もいます」とあります。

そして、最後に「今回テストを受けた子どもは約230万人。費用は77億円です。お父さん、お母さん、先生からは、このお金を使って、少しでも先生を増やしたり、学校の設備をあたらしくしてほしいという意見が出ています」と結んでいます。

教育長、どうですか、市民の率直な意見ではないでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねしますが、この程度の調査結果を得るのに、全国230万人の小中学生全員の参加がほんとうに必要なのかどうか。どう思われているのですか。「調査結果のポイント」では、「家で学校の宿題をする児童生徒の方が、正答率が高い傾向が見られる」「読書が好きな児童生徒、家や図書館で普段から読書をする児童生徒の方が、国語の正答率が高い傾向が見られる」「学習塾で『学校の勉強より進んだ内容や、難しい内容を勉強している』児童生徒...が正答率が高い傾向が見られる」「朝食を毎日食べる児童生徒の方が正答率が高い傾向が見られる」などと調査結果の「分析」しています。しかしこれらのことは、常日頃、子どもたちと接している教職員ならだれでも実感していることなのではないでしょうか。お答えください。

次に、9月議会で教育長は、「児童・生徒一人ひとりが返却された調査結果をもとに、自らの学習の成果や課題をとらえ、主体的に学習活動に取り組めるようにするために支援する」と答弁されました。しかし、テストを受けたある子どもの親御さんは、こう言われました。11月中旬になって結果が帰ってきたそうですが、「答案用紙でも帰ってくればま

だしも、結果の通知は ×だけで、子どもも今となったら、間違っていた問題についても、何がどうして間違っていたのかおぼえていないし、わからない」というそうです。率直な意見です。テストを受けた本人は、すでに自らが学習の成果や課題として捉えることが出来ないわけです。

テストを受けた子どもに対する支援とならば、あまりにも時間が経過しすぎている。7ヶ月以上です。学習効果は得られないと思いますが、教育長はどうお考えですか。目の前の子どもに対し直接働きかける、自主的創造的な営みが本来の教育ではないでしょうか。その子にとって学習効果が得られるのかどうか、はっきりお答えください。

次の項目に移ります。学校の二学期制についてお尋ねします。

10月28日付山陽新聞に次のような記事が載っています。「小中学校の二学期制、導入効果別れる判断、見送るケースも、拡大気配なし」とあります。玉野市では試行期間中に保護者アンケートを取って、その結果をみて来年度以降の導入は断念した。笠岡市ではモデル校だった2校以外は三学期制のまま。と報道されています。評価が分かれているわけです。

本市では二学期制が全校実施されて、2年目も後期中盤という時期にきています。わが党は全校実施に先だって、平成17年6月議会では、「学校関係者、保護者などとのコンセンサスがとられていない。性急にすすめるべきでない、慎重な対応」を求めました。9月議会では、「初めに2学期制ありきではなく、市民や保護者の声に真摯に耳を傾けることこそ必要で、来年度からの全校実施については見送るべき。教育体制の変更というのは、現場の先生方や保護者や皆さんに十分理解と納得を得て進めていくもの」と指摘をしました。しかし、保護者の声を十分聞くことなく、一気に全校実施してしまいました。

二学期制への移行は大きな制度の変更だったにもかかわらず、私は、この間の教育委員会の姿勢を見てみると、真摯な評価、検証が行われていないのではないか、と疑問を感じざるをえないのです。

ここに、倉敷市教育委員会学事課のホームページのプリントがあります。この中に前の教育長田中俊彦氏の、平成17年1月13日付山陽新聞に掲載されたコラムが載っています。二学期制試行の理由となったものです。「学校は、子どもたちが教育活動を通して、理解できることの喜び、やり遂げることの満足感などを経験し、将来に向かって『生きる力』を育むところであります。この学校教育の目指すものをより確実に実現するために、倉敷市は二学期制の試行に踏み切りました。」とあります。これは、どう読んでみても論理の飛躍が甚だしい。理由になっていないと言わざるをえません。

そして、この学事課のホームページには、二学期制のメリット、5つの効果は書いてある。しかし、デメリットもあるはずなのに何にも触れられていない、目をつむっている。しかも、この倉敷市の二学期制について紹介ページは、平成17年度から更新されていないのではないか、と思えるふしがあります。二学期制の導入のくだりで、「平成16年度に一部の学校で二学期制を導入しました。本年度は実施校を拡大し、二学期制の全校実施に向けて準備を進めています」とあります。

全校実施が始まった約半年後、平成18年9月に学校園に対して「二学期制実施に係る状況調査」を唯一行っています。良かった点、あるいは課題と捉えた事項が調査されてい

ます。一つ紹介すると、良かった点として、「児童生徒が夏休みを意識して過ごせた」とある反面、「夏期休業中の児童生徒の学習等の継続」が課題である。といったように、見方によって相反する結果となっているわけです。

こうした調査は、試行期間に行われてしかるべきではなかったでしょうか。二学期制、先にありきで始まったところに、検証がなおざりにされたと言わざるをえません。

保護者、教職員の声をよく聞いて、見直すことも必要なのではないのでしょうか。二学期制全校実施2年目における評価、児童生徒にとってどうだったのか、また教職員にとってどうなのか、そしてその検証はできているのか、教育長にお尋ねしたい。答弁を求めます。

次に、「同和教育基本方針」について質問をいたします。

私は、ここで「同和教育基本方針」の速やかな廃止を求めたいと思います。

2002年3月末、1969年の同和対策特別措置法以来33年間続いてきた特別対策が終了した中、倉敷市は「人権教育・啓発に関する基本計画」をもとに、2004年9月に「倉敷市人権政策推進計画」を策定しています。

現在、2009年4月を目途に、今年10月から、この「推進計画」の見直し作業に着手されていると聞いていますが、あらためて抜本的な見直しが問われていると思います。この中には、「同和問題を人権問題の基本としてとらえ」との記述がありますが、これはもう実態から見ても正しくありません。

本来人権とは、日本国憲法、世界人権宣言でも明らかにされているように、国家権力、公権力の横暴から人間の生存を守るための諸権利として法制化され、概念として確立されてきたものです。政治的市民的権利、経済的社会的権利、平和に生存する権利、基本的人権の保障、自由及び幸福追求にたいする権利、法の下での平等、最低限度の生活を有する権利、教育を受ける権利などです。

現在、人権を守り尊重する社会の実現のために必要なことは、特別な同和教育ではなく、広い意味での人権教育を取り組むことこそ、必要なことであると思います。

倉敷市はいまだに、「同和教育基本方針」をよりどころに同和教育を推進するとしていますが、今や時代遅れとなった「基本方針」は廃止すべきであります。

岡山市では、昨年10月31日をもって、「同和教育基本方針」を廃止しました。現在、岡山県内において同和に係わる特別対策としての「同和教育基本方針」は、各自治体で廃止がすすみ、廃止していない自治体は、岡山県及び倉敷市と和気町だけになっています。基本方針廃止は、県内自治体の大きな流れになっているわけです。

私は「同和教育基本方針」を速やかに廃止すべきだと考えますが、教育長の見解を求めます。

最後に、(仮称)児島市民交流センターについて質問いたします。

ここにきて、建設地をめぐる議論がもつれているわけですが、この原因は行政と住民との十分な議論が不足していた、そして、複合施設そのものに対する検討が足りなかった

ところからきているのではないかと感じています。複合施設先にありき、まちづくり交付金事業先にありきで、現存している各施設の持っている役割、あるいは、そこにあることでの地域に対する影響、果たしている役割、そうしたもろもろの検討が疎かになっていたのではないのでしょうか。

そこで、社会教育施設である公民館、図書館と他施設との複合化は合理性があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

9月議会で末永局長は、「個別の施設ではなかった異なる施設利用者間の交流が生まれ、市民活動・交流の拠点として、児島地区の活性化につながる」と答弁されましたが、一緒になれば交流が生まれ、活性化につながる、というような短絡的なものではないと思います。地域づくりの拠点であり学習の場である公民館と、知る自由をもつ国民に資料と施設を提供することが、重要な仕事である図書館との複合化は理解できます。しかし、公民館・図書館と貸し館業務が中心のホール事業を一緒にしても、そこに合理的な理由は生まれないでしょう。「施設利用者間の交流が生まれ、活性化につながる」などという抽象的な言葉ではなく、どう活性化するのかというように具体的に示して欲しいと思います。お答えください。

次に、建設計画を急ぐあまり、既存の施設の利用計画など全体計画が見えてきません。更地にして売り払うようなことがあってはならないと思います。現在の所管部署と十分協議は出来ているのでしょうか、お尋ねします。

最後に、9月議会でPFI事業の問題点を何点か指摘いたしました。前回はその点については答弁を求めていますので、今日改めて、当局の見解をお聞きしたいと思います。

1点目は、PFIの性能発注方式で本当に安全が保障できるのか。という問題です。施設の安全に対する行政のチェックがおろそかになるという点です。象徴的に表れたのが、仙台市「スポパーク松森」の屋内プール天井崩落事故です。安全を保障するにはどうするのか、端的にお答えください。

2点目は、地域経済に与える負の影響です。事業規模が数十億になることから、事業主体は大企業グループになる可能性が非常に高いものになり、長期間にわたって、地域とは無縁の「特別目的会社」に任せられます。地元企業の排除につながらないと断言できますか、お答えください。

3点目は、公の施設の労働で、不安定雇用を増大させていいのかという問題です。PFI方式で運営されている図書館では、非正規雇用の常態化が多く見られます。貧困と格差が大問題になっているときに、公の施設の労働でワーキングプアの拡大がおこるわけです。不安定雇用を増やさないと断言できますか、お答えください。

住民の暮らしと安全、福祉をまもる公共サービスの質において、行政の責任と役割が大きく問われている中で、「先にPFIありき」でいいのでしょうか。私は、仮にこの事業をPFI方式で進めるとするならば問題有りとは指摘しておきたいと思います。

5項目についてお尋ねしましたが、当局の賢明な答弁を期待して質問とします。以上。